

平成 29 年 1 月 24 日

### 農地中間管理事業による農用地の集積・集約化の推進に関する連携協定締結について

平成 29 年 1 月 24 日、公益社団法人岩手県農業公社、一般社団法人岩手県農業会議及び岩手県内の担い手組織（岩手県農業法人協会、岩手県認定農業者組織連絡協議会及び岩手県農業農村指導士協会）は、岩手県農業協同組合中央会、岩手県土地改良事業団体連合会、農林水産省及び岩手県を立会人として、農用地利用の効率化・高度化を促進することにより、地域農業の維持発展を図るため、「農地中間管理事業による農用地の集積・集約化の推進に関する連携協定」を締結しました。



# 農地中間管理事業による農用地の 集積・集約化の推進に関する連携協定書

平成 29 年 1 月 24 日

公益社団法人岩手県農業公社（以下「甲」という。）、一般社団法人岩手県農業会議（以下「乙」という。）及び岩手県内の担い手組織（岩手県農業法人協会、岩手県認定農業者組織連絡協議会及び岩手県農業農村指導士協会をいい、以下「丙」という。）は、岩手県農業協同組合中央会、岩手県土地改良事業団体連合会、農林水産省及び岩手県を立会人として、農用地利用の効率化・高度化を促進することにより、地域農業の維持発展を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、農用地利用の効率化・高度化の促進を図るため、甲、乙及び丙が相互に連携し、協力することにより、農地中間管理事業（以下「本事業」という。）による丙の会員等への農用地の集積・集約化を推進することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、お互いに連携し、次の各号に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

- (1) 本事業の周知及び利用の働きかけ
- (2) 定期的な意見交換の実施
- (3) 甲が設置するインターネットを活用した情報掲示板の活用
- (4) 農用地の利用調整に向けた地域の話合いへの参加
- (5) その他、本事業の推進に寄与する事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 本協定の更新については、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）の施行後 5 年を目途として行われる農地中間管理事業の見直しの結果を踏まえ、甲、乙及び丙が協議するものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 9 通を作成し、甲、乙、丙及び立会人がそれぞれ記名・押印の上、各自その1通を保管することとする。

甲 公益社団法人岩手県農業公社  
理事長 小原 敏 文



乙 一般社団法人岩手県農業会議  
会 長 佐々木 和 博



丙1 岩手県農業法人協会  
会 長 千 葉 一 幸



丙2 岩手県認定農業者組織連絡協議会  
会 長 高 橋 淳



丙3 岩手県農業農村指導士協会  
会 長 高 橋 明



立会人 岩手県農業協同組合中央会  
会 長 藤 尾 東 泉



立会人 岩手県土地改良事業団体連合会  
会 長 及 川 正 和



立会人 農林水産省東北農政局  
経営・事業支援部長 折 原 直



立会人 岩 手 県  
農 林 水 産 部 長 紺 野 由 夫

